

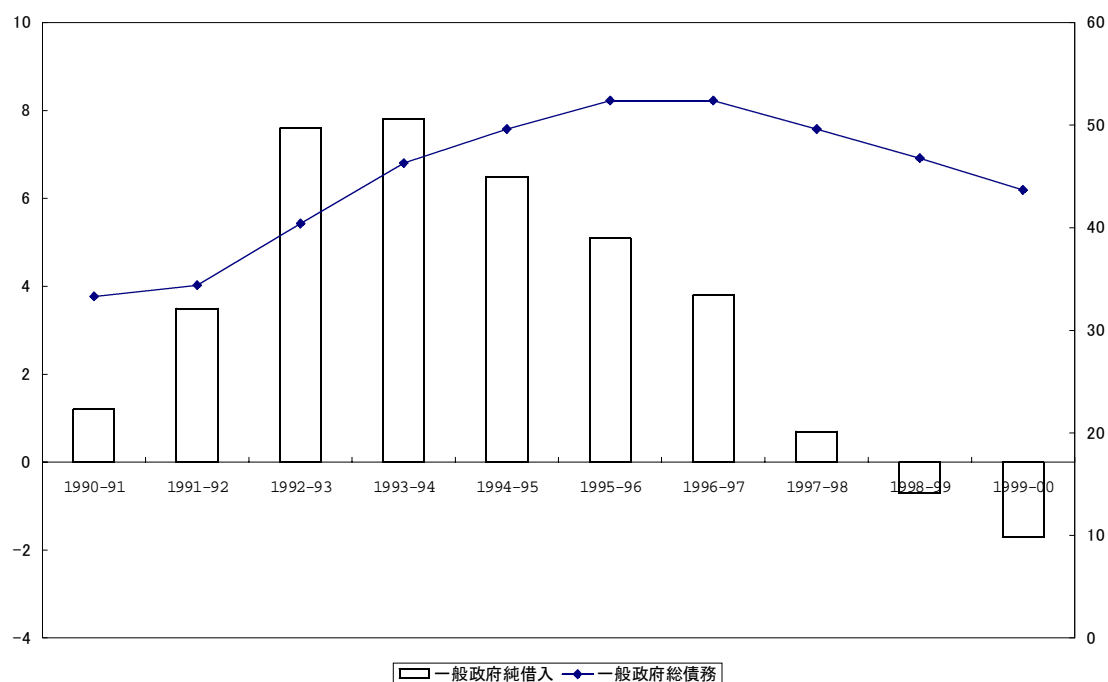
## イギリスの財政改革

関西大学経済学部教授 橋本恭之

### 1. イギリス財政の現状

イギリスの財政状況は、近年における2%台の成長をキープしている経済状態を反映して、きわめて良好な状態にある。イギリスは2000年予算、2001年予算とも財政黒字を計上している。表1は、対GDP比でみた一般政府の純借入と総債務の推移をみたものである。世界的なバブル崩壊後の1991年から1994年頃までは一般政府の純借入が増加し、ピーク時にはGDP比の約8%となっていたものが、その後収支は、急速に改善されている。フローの収支の改善にあわせて、総債務も1995-96年、1996-97年に対GDP比で52.4%にまで達していたものが、1999-00年には43.7%にまで低下している。

表1 対GDP比でみた一般政府の財政状況 (単位：%)

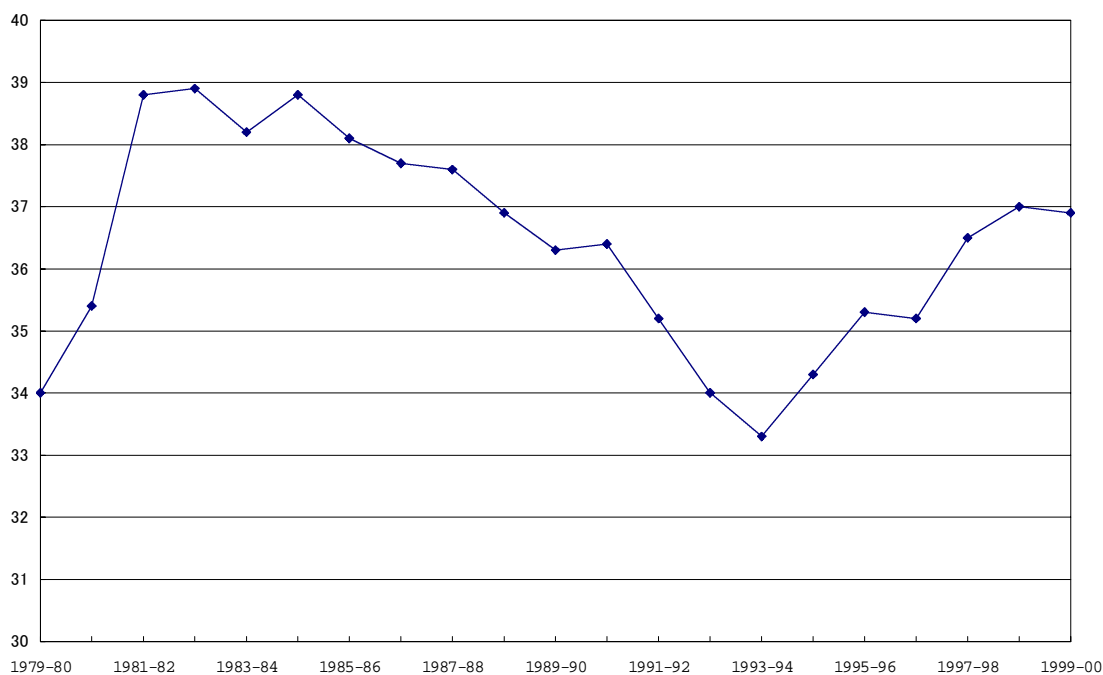


出所：Office for National Statistics(2000), Financial Statistics より作成。

このような急速な財政収支の改善は、純租税社会保障負担率の推移で説明できる。表2は、対GDP比でみた純租税・社会保障負担の推移を描いたものである。1979-80年に約34%だった純租税・社会保障負担率は80年台中頃には約39%まで上昇する。その後1993-94年までは、減少傾向が見られる。1994-95年以降は再び上昇傾向にあることがわかる。近年負担率が上昇しているのは、景気の回復に伴う税収拡大と1994年4月からゼロ税率の

適用対象だった家庭用燃料および電力の付加価値税率が、環境への配慮と財源確保のために引き上げられたこと、1995年4月から家庭用燃料および電力の付加価値税率が17.5%に引き上げられたことで説明できよう。

表2 イギリスの純租税・社会保障負担率の推移



出所 HM Treasury(2001), *BUDGET 2001 Investing for the Long Term: Building Opportunity and Prosperity for All*, The Stationery Office より作成。

## 2. 最近のイギリスの財政改革

最近のイギリスの財政改革として最も興味深いものは、税制と社会保障給付制度の統合へ向けた動きである。これは、児童手当などの社会保障給付、最低賃金制度、所得税における控除を根本的に見直そうというものである。この背景には、従来のシステムが社会保障給付を受給している世帯の労働意欲を損ない、結果として貧困のわなを作り出してきたという反省がある。つまり、生活保護のような社会保障給付は、通常、対象世帯の所得が上昇した場合、減額されることになる。この減額割合が高ければ、受給世帯の勤労意欲を阻害することになる。このような弊害を防ぐためには、フリードマンの提唱した負の所得税を採用することが効果的であることが知られている。負の所得税システムとは、社会保障給付システムと所得税を統合し、すべての世帯に対して Tax Credit を支給するものであ

る。この Tax Credit は、課税最低限を上回る世帯に対しては、税額控除として機能し、課税最低限以下の世帯に対しては、補助金として機能する。単純化のために税率が1つしかないフラットタックスの場合、限界税率を  $t$ 、所得を  $Y$ 、Tax Credit を  $G$  とおくと負の所得税のもとでの税額  $T$  は、

$$T = t Y - G$$

で計算されることになる。 $t Y < G$  となるケースには、差額が補助金として世帯に交付されることになる。仮に所得がゼロならば、補助金額は  $G$  となるが、所得が上昇するにつれて、一定の比率で補助金額が減少していくことになる。このシステムのもとでは、課税最低限以下の補助金交付世帯でも勤労意欲を損なう恐れはない。

イギリスにおける改革は、基本的にはこの負の所得税のアイデアを取り入れたものである。そのため、改革の内容は、社会保障制度、税制の両面にわたることになる。

#### (1) 所得税改革

所得税の改革としては、Working families' tax credit (勤労世帯税額控除) の導入がおこなわれた。これは、1998 年の Taylor 報告で子供をもつ低・中堅所得者の所得を押し上げるために導入が推奨されたものである。社会保障給付システムとして従来実施されていた family credit (世帯手当) の代わりに 1999 年 10 月から実施された。1998 年予算でアナウンスされた勤労世帯税額控除は、最低 1 週間に 16 時間働いている子供をもつすべての世帯に支払われることになった。

まず、basic tax credit(基本税額控除)として、53.15 ポンドが子供のいる世帯には支給される。さらに、子供一人当たり税額控除として、11 歳以下の場合 25.60 ポンド、11-15 歳の場合 25.60 ポンド、16-18 歳の場合には 26.35 ポンドが支給される。1 週間 30 時間以上働いている勤労者に対しては、追加的に 11.25 ポンドが支給される。さらに子供のいる世帯の勤労を支援するために、childcare credit (児童保護手当) が存在する。子供一人の場合には、児童保護コストの 70% が支給される。ただし上限が 100 ポンドとなっているので、手当の最大額は 70 ポンドとなる。子供一人以上の場合には上限が 150 ポンドとなり、手当の最大額は 105 ポンドとなる。この勤労世帯税額控除は、純総世帯所得が 1 週間に 91.45 ポンドを超えると 55% の割合で減額される。なお、従来の子帯手当では減額比率は 70% であった。

## (2) 社会保障負担

社会保険料 ( National Insurance Contributions ) も 1998 年の Taylor Report で改革がおこなわれた。従来の制度では、本人負担分の場合、総収入が下位所得限度 ( LEL: Lower earnings limit )( 98-99 には 6 4 ポンド ) に達すると、従業員は最初の 6 4 ポンドに対して entry fee として 2 % の保険料を支払い、LEL を超える収入に対して 1 0 % の保険料を支払っていた。1999 年 4 月から entry fee は廃止されることになり、2001 年 4 月から LEL の水準が所得税の人的控除の水準 ( 8 7 ポンド ) に揃えられることになった。保険料賦課の上限所得である Upper earnings limit は、2000 年 4 月から 485 ポンドが 5 3 5 ポンドへ引き上げられ、2001 年 4 月には 575 ポンドに引き上げられた。

社会保険料の雇用主負担分については、表 3 のように改革されることになった。1998 年に、3 % から 5 % の 4 段階の保険料率が設定されていたのに対して、1998 年からは週当り 83 ポンドを超える金額に対して 12.2% の保険料率が、2002 年からは、11.8% の保険料率が適用されることになっている。

表 3 1998 年、99、2002 年の社会保険料雇用主負担

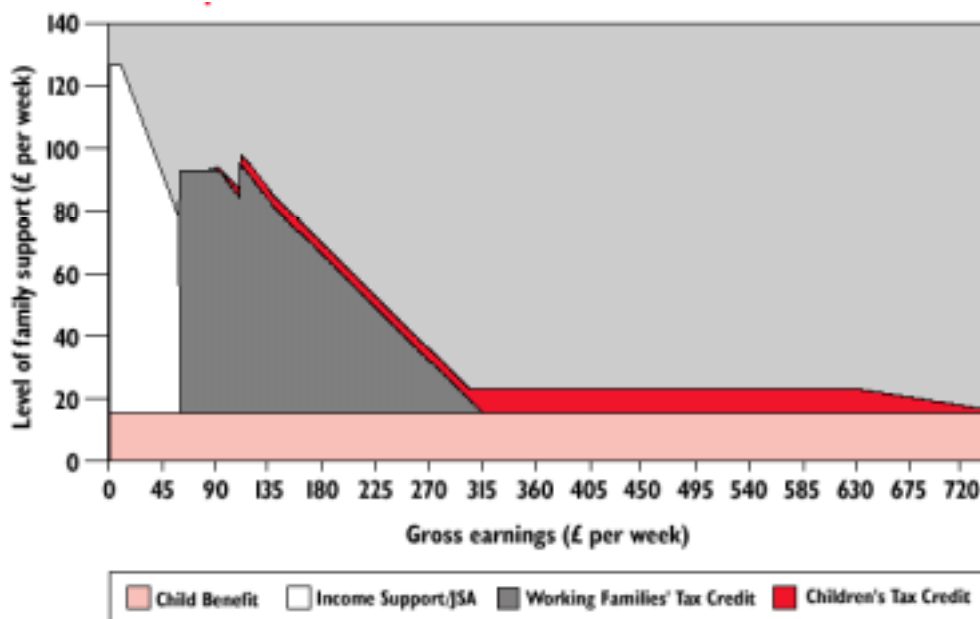
1998 年		1999 年		2002 年	
収入 (週当り)	保険料率	収入 (週当り)	保険料率	収入 (週当り)	保険料
£ 0-66	-	£ 0-83	-	£ 0-83	-
66-113	3 %	83 ポンドを 超える金額	12.2 %	8 3 ポンドを 超える金額	11.8%
113-160	5				
160-217	7				
217-	1 0				

備考：1998-99 年価格表示

## (3) 改革後の姿

図 1 は、税・社会保障給付システムの統合後の姿を描いたものである。まず子供を持つ世帯は定額の児童手当 ( child benefit ) が交付される。さらに児童税額控除 ( integratede child credit ) が、子供を持つすべての世帯に対して、給付されている。ただし、週当りの収入が約 630 ポンドを超えると徐々に削減されていくことになる。週当り収入が約 50 ポンドを下回る世帯には所得補助 ( income support ) が給付される。ただし、この所得補助は収入が上昇するにつれて急速に削減されていくことになる。勤労世帯税額控除 ( working families' tax credit ) は、週当り収入が約 50 ポンドを超えると支給対象となっている。この税額控除も収入の上昇につれて少しずつ減額されることになる。

図1 2001年4月からの世帯に対する財政支援の構造



出所：HM Treasury(1998), *The Modernisation of Britain's Tax and Benefit System*, Number Six.P13 引用。

### 3. むすび

このイギリスの税・社会保障システムの統合は、完全なる負の所得税を実現するものにはなっていないが、従来のシステムよりも社会保障給付受給者の労働意欲を促進するものとなっている。また、所得税における所得控除としての扶養控除を廃止し、児童税額控除に切替えるという改革は、税負担の公平性の点からも評価できるものである。所得控除として扶養控除を認めることは、適用限界税率の高い、高所得者ほど児童扶養による節税額を大きくしてしまうからである。

このような税制と社会保障給付システムの統合への改革は、わが国の税制・社会保障制度の改革においても取り入れるべきものである。近年の税制改革においては、各種の人的控除が大幅に拡充されてきている。たとえば、扶養割り増し控除の新設などがおこなわれてきた。しかし、このような所得控除の拡大は、高所得層に対して相対的に有利に働くことになる。わが国でも、近年、年少者に対する扶養割り増し控除が廃止され、児童手当に振り替えられるという改革がおこなわれたものの、税・社会保障給付制度の統合には程遠いのが現状である。近年のわが国における出生率の一層の低下により、少子化対策は、これまで以上に重要な政策目標となってきている。わが国においても、扶養控除を廃止し、

児童手当に切替えるなどの抜本的な税・社会保障給付システムの統合が必要となろう。

[参考文献]

Chennells, L. Dilton, A. and N. Roback (2000), "A Survey of the UK Tax System", *The Institution for Fiscal Studies*, Breifing Note No.9.

Dilnot, A. and J. McCrae (1999), "Family Credit and the Working Families' Tax Credit," *The Institution for Fiscal Studies*, Breifing Note No.3.

Myck, M. (2000), "Fiscal Reforms Since May 1997", *The Institution for Fiscal Studies*, Breifing Note No.14.

Taylor (1998), *The Modernisation of Britain's Tax and Benefit System*, Number Two (Work incentives).

橋本恭之(2001)「イギリスの税制の現状について」『租税研究』,第 618号.